

第2章 給水装置の構造及び材質

2-1 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、法及び施行令に定める基準に適合するものでなければならない。

給水装置の構造及び材質についての法令等の規定は、次のとおりである。

- (1) 法第16条 給水装置の構造及び材質
- (2) 施行令第6条 給水装置の構造及び材質の基準
- (3) 基準省令（全条）

【法第16条】

（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令（※1）で定める基準に適合していないときは、供給規程（※2）の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

※1：ここでいう政令とは、水道法施行令のことをいう。

※2：供給規程とは、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、水道料金その他の供給条件を定めるもので、給水条例がこれにあたる。

【施行令第6条】

（給水装置の構造及び材質の基準）

法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
 - 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、または漏れるおそれがないものであること。
 - 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

【基準省令】

基準省令全文参照。

2-2 給水装置の材料

2-2-1 給水装置の材料

給水装置材料は、基準省令の性能基準を満足するものとする。

給水装置材料は、給水管及び継手、給水用具に分類する。また、付属材料はメーターボックスや止水栓筐など筐類と、接着剤、シール剤等の接水する材料に分類する。

メーターボックスや止水栓筐など筐類は本市指定品、接着剤、シール材等の接水する材料は、規格表示品を使用する。

維持管理及び漏水時、災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行うために、配水管の分岐部からメーターまでの給水装置の材料は表2-1とする。

表2-1 給水装置（分岐）材料規格一覧表

記号・番号	名 称	備 考
JWWA B 117	サドル付分水栓	A形
TY-105SS	不断水T字管	指定品（大成機工製）
TN-65VS	不断水T字管	指定品（大成機工製）
JWWA B 108	乙型止水栓	ボール式で準拠品
NY式	メーター直結伸縮式副弁付止水栓	指定品（名古屋バルブ製）
BLC-SE	メーター直結伸縮式ボール逆止弁付止水栓	指定品（日邦バルブ製）
JIS B 2062	水道用仕切弁	内面粉体塗装
BWGI	青銅製ゲートバルブ	指定品（日邦バルブ）
JIS G 5526	ダクタイル鋳鉄管	K形
JIS G 5527	ダクタイル鋳鉄異形管	K形、NS形
JIS K 6742	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	
JIS K 6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	
JIS K 6762	水道用ポリエチレン管	1種（2層管）
JWWA K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	外面亜鉛メッキ（SGP-VB）
	特殊押輪	
	伸縮メーターユニオン継手	
	底板ブロック	
	止水栓ボックス	

	鋳鉄製メーターボックス	指定品（日之出水道機器製）
	再生樹脂製メーターボックス	指定品（アロン化成製）
KME-13・20・25	再生樹脂製メーターボックス	指定品（栗本商事製）
MB-13SFP・20SFP・25SFP MB-13SCD・20SCD・25SCD	再生樹脂製メーターボックス	指定品（前澤化成工業製）
	砲金製継手	鉛レス、対策品
J W W A K 1 4 4	水道配水用ポリエチレン管	準拠品
J W W A規格品	逆止弁	指定品 S型(前澤給装工業製)

2-2-2 給水装置材料の基準適合品

給水装置材料の基準適合品は次による。

(1) 適合が明確な製品

基準省令の性能基準を満足する製品規格（日本産業規格（JIS規格）、日本水道協会規格（JWWA規格）等）に適合している製品である。それぞれの規格適合マーク（JIS、JWWA等）により確認する。

(2) 第三者認証品

第三者認証機関が給水装置に用いる製品が省令の性能基準に適合していることを認証した製品である。第三者認証機関のマークにより確認する。

2-2-3 給水管及び継手

給水管及び継手は、基準省令の性能基準に適合する必要がある。また、工事施工にあたっては、給水装置のシステム基準に適合させる必要がある。

給水装置に使用される給水管には、ライニング鋼管、ステンレス鋼管、銅管、ダクタイル鋳鉄管、合成樹脂管（硬質ポリ塩化ビニル管、水道用ポリエチレン二層管、水道配水用ポリエチレン管、水道給水用高密度ポリエチレン管、架橋ポリエチレン管、ポリブデン管等）があり、これらの管種の選定にあたっては、布設場所の環境及び地質、管が受ける外力、気候、管の特性、通水後の維持管理等を考慮し、最も適切な管種及びそれに適合した継手を選定する。

2-2-4 給水用具

給水用具の一般に使用されている資材を以下に示す。

(1) 分水栓

各種分水栓は、分岐可能な配水管や給水管から不断水で給水管を取出すための給水用具で、サドル付分水栓、割T字管がある。

(2) 止水栓

止水栓は、給水の開始、中止及び給水装置の修理その他の目的で給水を制限または停止するために使用する給水用具である。

(3) 給水栓

給水栓は、給水装置において給水管の末端に取り付けられ、弁の開閉により流量等の調整を行う給水用具である。

(4) 弁類

止水栓を除く主として水道メーター下流側に設置する弁類としては、減圧弁、定流量弁、安全弁（逃し弁）、逆止弁、バキュームブレーカ、空気弁、吸排気弁、吸気弁、ミキシングバルブがある。

2-3 給水装置システム基準

構造材質基準を適用するために必要な技術的細目は基準省令で定められており、給水装置工事の施工の適正を確保するために必要な判断基準（給水装置システム基準）が規定されている。給水装置システム基準の具体例として、以下の内容が挙げられる。

- ①必要な耐圧性能が確保されるよう、給水管、継手等が適切に接合されていること
- ②施工現場の状況に応じて、必要な耐食性等を有する部品の選択や防護措置が取られていること
- ③給水用具自体が水撃限界性能や耐寒性能を有していない場合でも、給水装置としてこれらの性能が確保されていること
- ④逆流防止性能、負圧破壊性能を有する給水用具を適切に配置すること等により、汚水等の逆流が確実に防止されていること